

# 老人保健施設 ケアポート三輪 指定(介護予防)訪問リハビリテーション 重要事項説明書

## 1 概要

### (1) 当事業所の名称・所在地

事業所： 老人保健施設 ケアポート三輪

所在地 長野市三輪5-43-20

### (2) 指定(介護予防)訪問リハビリテーション実施地域

①長野市第1, 2, 3, 4, 5地区、芹田、三輪、吉田、古牧は全地区を通常の実施範囲とします。

②大豆島、朝陽、浅川、若槻、安茂里地区は通常の実施範囲を下記の通りとし、一部区域を除きます。

実施地域	実施区域	実施区域外
浅川	真光寺、伺去、浅川押田 浅川西条、浅川1~5、屋敷田、浅川西平	中曽根、北郷、三ツ出、台ヶ窪、坂中、清水、福岡、一ノ瀬、畑山、門沢
若槻	檀田、若槻団地、稲田、徳間、若槻東条、上野	若槻西条、吉、田子、田中、西三才
朝陽	北堀、南堀、石渡、桜新町、北尾張部	北長池、屋島
大豆島	風間	西沖、大豆島
安茂里	平柴、平柴台、小柴見、差出南、杏花台	小市、安茂里、宮沖、伊勢宮

③上記地域以外の方でも事業の実施に差支えない限りできる限り相談に応じます。ご希望の方はご相談ください。

### (3) 当事業所の職員体制

①管理責任者： 老人保健施設 ケアポート三輪 施設長 竹花直樹

②担当責任者： 老人保健施設 ケアポート三輪 リハビリテーション部 小林光典

区分	資格	体制	業務内容
訪問 リハビリテ ーション 担当者	理学療法士	常勤2名	主に身体機能の生活障害に対する理学療法
	作業療法士	常勤2名	主に生活活動動作の生活障害に対する作業療法
	言語聴覚士	非常勤1名	嚥下障害や言語障害による生活障害に対する言語聴覚療法

### (4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日(祝日・振り替え休日・お盆・年末年始を除く)
営業時間	午前8:30～午後5:30

### (5) 事業の目的と運営方針

利用者様が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、必要なリハビリテーションを行うことにより、可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう心身の機能の維持改善を図ることを目的とします。また、医療や福祉従事者および生活にかかわるあらゆる人々と協力し支援します。

## 2 サービス内容

指定(介護予防)訪問リハビリテーションは、リハビリテーションスタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が自宅に伺い、できる限り自立した生活が送れるよう、家の環境に合わせた移動方法や身の回り動作の練習、ご家族への介護方法の指導、日常の運動の指導、住宅環境の整備や福祉用具利用に関する助言などを行います。

### 3 利用料金

#### (1) 訪問リハビリテーション費

基本サービス費 308単位/回 20分間当り  
サービス提供体制加算(Ⅰ) 6単位/回 20分間当り  
短期集中リハビリ実施加算 200単位/日  
リハビリテーションマネジメント加算(イ) 180単位/月  
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 213単位/月  
事業所医師が説明し同意得た場合 270単位/月  
移行支援加算 17単位/日  
中山間地域等提供加算 基本サービス費×5÷100 20分間当り

#### (2) 介護予防訪問リハビリテーション費

基本サービス費 298単位/回 20分間当り  
サービス提供体制加算(Ⅰ) 6単位/回 20分間当り  
短期集中リハビリ実施加算 200単位/日  
中山間地域等提供加算 基本サービス費×5÷100 20分間当り

・利用料は以下ようになります。

- 1 割負担の方 単位×1,017÷1,000 = 利用料
- 2 割負担の方 単位×1,017×2÷1,000 = 利用料
- 3 割負担の方 単位×1,017×3÷1,000 = 利用料

#### (3) 交通費

料金表は通常の事業実施地域にお住まいの方は交通費は発生いたしません。それ以外の地域の方は、老人保健施設ケアポート三輪より車メーターにて3km以上から片道1kmにつき25円(往復50円(税別))の実費が必要です。

#### (4) キャンセル規定

急なキャンセルの場合は下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合はご連絡ください。  
(連絡先: 026-238-2655)

ご利用の前営業日(営業時間内)までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用予定時間前までにご連絡をいただいた場合	通常の(ご利用者さま負担額+交通費)100%
ご利用予定時間前までにご連絡をいただけなかった場合	*ただし、利用者様、ご家族の健康状態の急変等を除く

### 4 注意事項

- ① 指定(介護予防)訪問リハビリテーションは、生活障害に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を計画的に実施するものであり、3ヶ月、6ヶ月間等を達成目標として、達成されれば終了することを基本としております。
- ② 車による訪問となりますので、駐車場をご用意いただけますよう、お願いいたします。駐車場用意が困難な場合、近隣の有料駐車場を使用し、その費用は実費を交通費として請求します。
- ③ 実施開始時間は緊急の対応等のため、予定時間の10分前、もしくは10分後以内で時間がずれることがあります。あらかじめご了解願います。10分以上時間がずれる際は、前もってご連絡をいたします。
- ④ サービスを提供する為に使用する、電気・ガス・水道などの費用はご利用者さま負担になります。
- ⑤ 料金のお支払い方法: 利用料請求の締切日は毎月末日とさせて頂き、請求書は翌月の初日に用意致します。
- ⑥ 指定(介護予防)訪問リハビリテーションは、老人保健施設ケアポート三輪医師の指示により実施します。
- ⑦ サービス提供者に対する贈り物や飲食などのもてなしはご遠慮させていただきます。
- ⑧ 当事業所では、後世の育成のため、老人保健施設ケアポート三輪リハビリテーション部等で受け入れている実習生の訪問リハビリテーションの実習・見学も受け入れております。事前連絡の上、実習・見学をお願いすることがありますので宜しくお願いいたします。何らかの理由があり、実習生の実習・見学を望まない方は、事前連絡の際に望まないことをお伝えいただければ、実習生の実習・見学はいたしません。

## 5 緊急時の対応方法

指定(介護予防)訪問リハビリテーション実施中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援専門相談員などへ速やかに連絡いたします。

## 6 事故発生時の対応

サービス提供中に事故発生した場合、利用者様に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお住いの市町村、ご家族、担当ケアマネジャーへ連絡します。また、事故の状況、処置対応について記録し、その原因を解明し、再発予防の対策を講じます。

## 7 サービス内容に関する相談と苦情に関して

(1) 下記の相談・苦情窓口にご相談ください。(受付時間 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30)

ご利用相談	指定(介護予防)訪問リハビリテーション担当者 (作業療法士:小林 光典)	☎ 026-238-2655
苦情相談	ケアポート三輪 苦情相談責任者 小林 啓利	☎ 026-238-2655

(2) 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

長野市介護保険課	☎ 026-224-7871
長野県国保連合会	☎ 026-238-1580

## 8 秘密の保持について

- (1) 訪問リハビリテーション担当者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) ご利用者さまの医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者間の連携(報告・連絡・相談・会議等)で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲でご利用者さま、またはご家族の個人情報を用います。

## 9 虐待防止に関する事項

- (1) 当事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。  
担当責任者は、虐待防止検討委員会に属し、定期的に参加しその内容を事業所職員に周知させること。  
虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修の実施をします。
- (2) 当事業者は、サービス提供中に、職員または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにケアマネジャー、市町村へ通報します。
- (3) その他、虐待防止に関する詳細は「虐待防止のための指針」に沿って対応します。

## 10. 衛生管理等

- (1) 当事業所は、職員の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備や備品の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症予防、蔓延防止のための指針を整備し、委員会を月1回開催します。
- (3) 当事業所では、職員に対し、感染予防及び蔓延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

## 11. 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーション等の継続的な提供の実施、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は職員に対し、業務継続計画の研修・訓練を定期的実施します。
- (3) 当事業所は定期的業務継続計画の見直しをします。

## 12. ハラスメントの防止・対応

- (1) 当事業所は、適切なサービス提供を確保するため、職場における各種ハラスメント防止するために必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、職員が利用者様、ご家族等からハラスメントを受けた場合、または利用者様のご家族が事業所の指示に従わない場合、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所契約書第9条に基づき契約を終了することができます。
- (3) その他、老人保健施設ケアポート三輪ハラスメント対策の指針に準じます。

令和 年 月 日

指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者様(ご家族様)に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	所在地	長野市三輪5-43-20
	名称	老人保健施設ケアポート三輪
	説明者	指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所 印

私は、本書面により、事業者から指定(介護予防)訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印
家族	住所	
	氏名	印